

(様式1)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

令和6年9月5日

山形県村山総合支庁建設部北村山河川砂防課

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を下記のとおり公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1. 公募内容

(1) 伐採場所

一級河川 丹生川

- | | |
|---------------|------------------|
| ・尾花沢市大字丹生 | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |
| ・尾花沢市大字正巖 (1) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |
| ・尾花沢市大字正巖 (2) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |
| ・尾花沢市大字正巖 (3) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |
| ・尾花沢市大字正巖 (4) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |
| ・尾花沢市大字正巖 (5) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) |

(2) 伐採期間

- ・認定の日から令和7年3月7日まで

(3) 伐採区間の面積

一級河川 丹生川

- | | | |
|---------------|------------------|--------------------------|
| ・尾花沢市大字丹生 | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 5,020 m ² |
| ・尾花沢市大字正巖 (1) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 3,300 m ² |
| ・尾花沢市大字正巖 (2) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 3,300 m ² |
| ・尾花沢市大字正巖 (3) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 3,300 m ² |
| ・尾花沢市大字正巖 (4) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 3,300 m ² |
| ・尾花沢市大字正巖 (5) | 地内 (西正巖橋 下流 右岸側) | A = 3,300 m ² |

(4) 伐採対象木の種類・推定量

ニセアカシア等・推定量 100m²あたり0.23m³

(5) 補助金の有無及び金額

・補助金あり (下記 表のとおり)

(表)

場所	番号	面積 (m ²)	単価 (円/m ²)	補助金額 (円)
尾花沢市大字丹生 (一級河川 丹生川)		5,020	184	923,680
尾花沢市大字正巖 (一級河川 丹生川)	(1)	3,300	184	607,200
	(2)	3,300	184	607,200
	(3)	3,300	184	607,200
	(4)	3,300	184	607,200
	(5)	3,300	184	607,200

2. 申込書の提出先、提出期限、提出方法

- ・提出、問合せ先 村山総合支庁建設部 北村河川砂防課 維持調査担当
- ・住所 村山市楯岡笛田四丁目5番1号
- ・電話番号 0237-47-8681
- ・提出方法 令和6年10月25日(金)16:00まで郵送又はご持参下さい。

3. 留意事項

- (1) 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
- (2) 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
- (3) 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
- (4) 伐採等の期間は、鳥類の営巣や漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とするが、その他の期間の伐採を要望する場合は河川管理者と協議するものとする。
- (5) 伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。
- (6) 支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
- (7) チェーンソー等を使用する場合は十分に注意すること。
- (8) 申込者については、取扱要領に基づき審査の上認定者を決定するものとし、伐採利用について認定されない場合がある。

以上